新潟県

新潟県報

発行　新潟県
第 92 号
令和８年11月24日
毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主　要　目　次

告　示
895　新潟県議会12月定例会の招集（政策企画課）
896　農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録事項の変更（食品・流通課）
897　県営土地改良事業に係る換地計画の決定（農地整備課）
898　県営土地改良事業に係る換地計画の決定（農地整備課）
公　告
特定調達契約の落札者等（高等学校教育課）

告　示

◎新潟県告示第895号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第１項の規定により、新潟県議会12月定例会を令和８年12月１日午後１時新潟県議会議場に招集する。

令和８年11月24日

新潟県知事　花　角　英　世

◎新潟県告示第896号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第７項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとした。

令和８年11月24日

新潟県知事　花　角　英　世

登録番号	15038	登録年月日	令和2年6月12日
登録検査機関の名称	株式会社高廣		
代表者氏名	代表取締役　髙木 廣俊		
主たる事務所の所在地	新潟県新潟市南区下曲通826-1		

登録の区分	品位等検査
農産物の種類	国内産玄米

農産物検査を行う区域	農産物検査員			成分検査業務受委託先			
	氏名	農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地
新潟県	~~田中 祐太~~	~~玄米~~	~~K152019046~~				
備考	略称『(株)高廣』令和8年11月21日 農産物検査員1名の登録抹消。						

◎新潟県告示第897号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の２第１項の規定により県営区画整理（経営体育成基盤整備「農地中間管理機構関連型」）事業に係る換地計画を定めたので、令和８年11月25日から同年12月22日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和８年11月24日

新潟県知事　　花　角　　英　世

事業主体名	地区名 (換地区名)	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	東中地区 (全換地区)	換地計画書の写し	魚沼市役所

１　審査請求について

この処分について不服がある場合は、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

２　処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日（告示日）の翌日から起算して６か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第898号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の２第１項の規定により県営区画整理（経営体育成基盤整備「面的集積型」)事業に係る換地計画を定めたので、令和８年11月25日から同年12月22日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和８年11月24日

新潟県知事　　花　角　　英　世

事業主体名	地区名 (換地区名)	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	山口地区 (全換地区)	換地計画書の写し	柏崎市役所

１　審査請求について

この処分について不服がある場合は、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

２　処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日（告示日）の翌日から起算して６か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

公　　告

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成７年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和８年11月24日

新潟県知事　　花　角　　英　世

１　調達案件の名称

県立学校モバイルデバイス管理ソフトウェアライセンスの調達及び移行業務委託

２　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

新潟県教育庁高等学校教育課

新潟県新潟市中央区新光町４番地１

３　落札決定日

令和８年11月13日

４　落札者の氏名及び住所

株式会社ＢＳＮアイネット

新潟県新潟市中央区米山２丁目５番地１

５　落札金額

58,578,740円

６　契約方式

一般競争入札

７　入札公告日

令和８年10月13日

８　落札方式

最低価格